

重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護)

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業

ハレリア訪問看護ステーション

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービス・指定介護予防訪問看護について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年大阪市条例第26号・第31号）」の規定に基づき、指定訪問看護サービス・指定介護予防訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	Halelea 株式会社
代表者氏名	豊島 めぐみ

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

1) 事業所の所在地等

事業所名称	ハレレア訪問看護ステーション
介護保険指定事業所番号	大阪市指定 指定事業所番号 2765290313
事業所所在地	大阪市都島区友渕町2丁目8-7 都島ロイヤルハイツ 109
連絡先 相談担当者名	TEL 06-6167-7595 FAX 06-6167-8490 管理者 豊島 めぐみ
事業所の通常の事業の実施地域	都島区・中央区・北区・旭区・城東区・守口市

2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。
運営の方針	ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	平日（土・日・祝日・12月29日～1月3日以外）
営業時間	午前8:30 ～ 午後5:30

4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	平日（土・日・祝日・12月29日～1月3日以外）
サービス提供時間	午前9：00 ～ 午後5：00

5) 事業所の職員体制

管理者	豊島 めぐみ
-----	--------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 	常勤 1名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。 5 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 6 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 7 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 8 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 	6名
看護職員 (看護師・准看護師・理学療法士)	<ol style="list-style-type: none"> 1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。 	常勤 4名 非常勤 2名
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	非常勤 2名

* 人員配置に変更が生じた場合は、最新の別紙「職員体制一覧」によりご案内いたします

3 提供するサービスの内容及び費用について

1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 （1）訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明 利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載 （サービス内容の例） ① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事および排泄等日常生活の世話 ④ 床ずれの予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置 （2）訪問看護計画書に基づく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕 （3）訪問看護報告書の作成

2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- ⑥ 利用者又は家族との個人的な連絡、会社が指定する方法以外での連絡先交換及び、SNS などにおける個人的な DM でのやり取り

※ 以上の行為について利用者又は利用者の家族からの強要、加えて弊社カスタマーハラスメントに対する考え方（<https://kurumi.makecare.co.jp/customer-harassment/>）に掲載されているカスハラに該当する行為があった場合、契約を解除する場合があります。

4 提供するサービスの利用料、利用者負担額

サービス提供日以外、開始時刻が早朝や夜間の場合は、1回の訪問につき所定単位数より下記の通り加算されます。

早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）	料金の25%加算
深夜（午後10時～午前6時）	料金の50%加算
日曜日・国民の祝日および年末年始（12月29日から1月3日）	

1) 介護保険による基本料金

【看護師による訪問の場合】

サービス提供区分	単位数	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
要介護1～5の方					
20分未満	314	3,491円	349円	698円	1,047円
30分未満	471	5,237円	523円	1,047円	1,571円
30分以上1時間未満	823	9,151円	915円	1,830円	2,745円
1時間以上1時間30分未満	1,128	12,543円	1,254円	2,508円	3,762円
要支援1・2の方					
20分未満	303	3,369円	336円	673円	1,010円
30分未満	451	5,015円	501円	1,002円	1,503円
30分以上1時間未満	794	8,829円	882円	1,765円	2,648円
1時間以上1時間30分未満	1,090	12,120円	1,212円	2,424円	3,636円

【理学療法士による訪問の場合】

サービス提供区分	単位数	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
要介護1～5の方					
1日に2回までの場合(1回20分)	294	3,269円	326円	654円	980円
1日に2回を超えて行う場合 (1回20分)	588	6,538円	653円	1,307円	1,961円
要支援1・2の方					
1日に2回までの場合(1回20分)	284	3,158円	315円	631円	947円
1日に2回を超えて行う場合 (1回20分)	568	6,316円	631円	1,263円	1,894円

*早朝(6時～8時)と夜間(18時～22時)は25%加算、深夜(22時～6時)は50%加算となります。

※サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。

尚、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行います。

※当事業所の所在する建物と同一の敷地内、若しくは隣接する敷地内の建物、若しくは当事業所と同一建物に居住する利用者、又は当事業所における一月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者サービス提供を行った場合は、上記金額の90%となり、当事業所における一月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、サービス提供を行った場合は、上記金額の85%となります。

※主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

2) 加算料金

以下の要件を満たす場合、基本料金に以下の料金が加算されます。

加算名称	単位数	介護報酬額	ご利用者負担額			算定回数等
			1割	2割	3割	
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	600	6,672円	668円	1,335円	2,002円	1月につき
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	574	6,382円	639円	1,277円	1,915円	
特別管理加算(Ⅰ)	500	5,560円	556円	1,112円	1,668円	
特別管理加算(Ⅱ)	250	2,780円	278円	556円	834円	
専門管理加算(イ)	250	2,780円	278円	556円	834円	
専門管理加算(ロ)	250	2,780円	278円	556円	834円	
ターミナルケア加算	2,500	27,800円	2,780円	5,560円	8,340円	死亡月に1回
初回加算(Ⅰ)	350	3,892円	390円	779円	1,168円	初回のみ
退院時共同指導加算	600	6,672円	668円	1,335円	2,002円	1回につき
看護・介護職員連携強化加算	250	2,780円	278円	556円	834円	1月につき
看護体制強化加算(Ⅰ)	550	6,116円	612円	1,224円	1,835円	

※ 当事業所と同一の建物若しくは同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者に対して訪問看護を行った場合は、上記金額の90/100となります。

当事業所と同一の建物若しくは同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の建物に居住する利用者に対して訪問看護を行った場合は上記金額の85/100となります。

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行います。

※ 緊急時訪問看護加算は、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある旨を説明し、同意を得た場合に加算します。

※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態

- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に算定します。

※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に加算します。

「その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

- ① 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。))をいう。)、他系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- ② 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

※ 理学療法士等による訪問看護は、当訪問看護事業所における前年の4月から当該年の3月までの期間の理学療法士等による訪問回数が看護職員による訪問回数を超えている場合は、当該年度の理学療法士等の訪問看護費から8単位を減算します。また、前年の4月から当該年の3月までの期間の看護職員の訪問回数が理学療法士等による訪問回数以上である場合であっても、算定日が属する月の前6月間において、緊急時訪問看護加算(Ⅰ・Ⅱ)、特別管理加算(Ⅰ・Ⅱ)及び看護体制強化加算(Ⅰ・Ⅱ)のいずれも算定していない場合は、理学療法士等の訪問看護費から8単位を減算します。

※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。なお、退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。

※ 退院時共同指導加算は入院若しくは入所中の者に対し、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合に加算します。なお、初回加算を算定する場合は算定しません。

※ 複数名訪問看護加算Ⅰは、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算し、複数名訪問看護加算Ⅱは、看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を行う場合に加算します。

- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が90分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(60分以上90分未満)に加算します。
- ※ サービス提供体制強化加算及び看護体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして大阪市に届け出た訪問看護事業所が、利用者に対して、訪問看護を行った場合に加算します。
- ※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による提供となります。
- ※ 【利用料の支払いについて、事業者が法定代理受領を行わない場合】
上記に係る利用料は、利用者が全額を一旦お支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に、利用者負担額を除いた居宅介護サービス費の支給申請を行ってください。

3) 医療保険について

健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入保険の負担金割合(1~3割)により、算定いたします。

介護保険の要支援・要介護認定を受けた方でも、次の場合は自動的に適応保険が介護保険から医療保険へ変更になります。

(1) 厚生労働大臣が定める疾病等の場合(※以下のものが当てはまります)

- ①多発性硬化症 ②重症筋無力症 ③スモン ④筋委縮性軸索硬化症 ⑤脊髄小脳変性症
- ⑥ハンチントン病 ⑦進行性筋ジストロフィー
- ⑧パーキンソン関連疾患(進行性核上麻痺、大脳皮質基底核変性症、及びパーキンソン病(ホーエンヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害がⅡ度またはⅢ度のものに限る)
- ⑨多系統委縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳委縮症およびシャイ・ドレガー症候群)
- ⑩プリオン病 ⑪亜急性硬化性全脳炎 ⑫ライソゾーム病 ⑬副腎白質ジストロフィー
- ⑭脊髄性筋委縮症 ⑮球脊髄性筋委縮症 ⑯慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- ⑰後天性免疫不全症候群 ⑱脊髄損傷 ⑲人工呼吸器を使用している状態のもの

(2) 病状の悪化により悪性腫瘍の終末期になった場合

(3) 主治医より特別訪問看護指示書が交付された場合(いずれも主治医が判断します。)

※状態の急激な増悪、退院直後の14日間など

▼医療保険料金表

項目	料金	利用者負担			
		1割負担	2割負担	3割負担	
基本療養費Ⅰ(週3日まで)	5,550円	555円	1,110円	1,665円	
基本療養費Ⅰ(週4日以降)	6,550円	655円	1,310円	1,965円	
悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門的な研修を受けた看護師による場合	12,850円	1,285円	2,570円	3,855円	
基本療養費Ⅱ (同一建物居住者で同一日に 2人訪問した場合)	週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円

基本療養費Ⅱ (同一建物居住者で同一日に 3人以上訪問した場合)	週3日まで	2,780円	278円	556円	834円
	週4日以降	3,280円	328円	656円	984円
基本療養費Ⅲ		8,500円	ご利用者が入院中であり、在宅療養に備えて一時的に外泊をしている者に対し、その者の主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護を行った場合に算定する料金。		

▼各種加算(加算の利用者様負担額は負担割合によって異なります。)

項目	利用料金	項目	利用料金
訪問看護管理療養費 (月の初日の場合)	7,760円	訪問看護管理療養費 (月の2日目以降)	3,000円
難病等複数回訪問加算 (1日2回) ※1	4,500円	退院時共同指導加算	8,000円
難病等複数回訪問加算 (1日3回以降) ※1	8,000円	退院支援指導加算	6,000円
専門管理加算	2,000円	在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	2,000円
24時間対応体制加算 ※2	6,800円	在宅患者連携指導加算	3,000円
緊急訪問看護加算 月14日目まで	2,650円	乳幼児加算(1日につき) 下記以外の6歳未満の乳幼児	1,300円
緊急訪問看護加算 月15日目以降	2,000円	乳幼児加算(1日につき) 超重症児又は準超重症児・別表第 7・別表、第8に掲げる者	1,800円
訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000円	看護・介護職員連携強化加算	2,500円
訪問看護ターミナルケア療養費2	10,000円	複数名訪問看護加算(週1日) ※1	4,500円
特別管理加算Ⅱ	2,500円	特別管理指導加算	2,000円
特別管理加算Ⅰ (別に厚生労働大臣が定める状態 にあるご利用者)	5,000円	訪問看護情報提供療養費 1・2・3(1日につき)	1,500円
長時間訪問看護加算	5,200円	複数名訪問看護加算/看護補助者 (1日複数回)	1日1回:3,000円 1日2回:6,000円 1日3回以上: 10,000円
医療DX情報活用加算(月1回)	50円	早朝・夜間訪問看護加算	2,100円
ベースアップ評価料Ⅰ(月1回)	780円	情報提供療養費(月1回)	1,500円

※1. いずれも同一建物内 1名の場合の料金です。同一建物 2人以上の料金については、別途ご案内いたします

※2. 24時間対応体制加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間対応できる体制を整備し、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に算定します。尚、同意書面は別添のとおりです。

4) 精神訪問看護利用料金(医療保険)について

精神科訪問看護を利用される場合には、精神科を標榜する保険医療機関において精神科を担当する主治医の先生から『精神科訪問看護指示書』を出していただく必要があります。精神科訪問看護を利用された際には、診療報酬によって定められている費用のお支払が必要になります。

▼精神訪問看護利用料金表

項目	料金	利用者負担			
		1割負担	2割負担	3割負担	
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ(週3日まで)	30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ(週4日目以降)	30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ 同一建物居住者2名への訪問 (週3日まで)	30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ 同一建物居住者2名への訪問 (週4日目以降)	30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ(外泊時)		8,500円	850円	1,700円	2,550円

▼各種加算

項目	料金	項目	料金
夜間・早朝訪問看護加算(1回につき)	2,100円	長時間精神科訪問看護加算 (1回につき)	5,200円
深夜訪問看護加算(1回につき)	4,200円	訪問看護情報提供療養費1・2・3 (1月につき)	1,500円
24時間対応体制加算(1月につき)	6,400円	在宅患者連携指導加算	3,000円
精神科緊急訪問看護加算(1日につき)	2,650円	在宅患者緊急時等カンファレンス 加算	2,000円
特別管理加算※重症度が高い(1月につき)	5,000円	訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000円
特別管理加算※上記以外(1月につき)	2,500円	訪問看護ターミナルケア療養費2	10,000円
看護・介護職員連携強化加算	2,500円	精神科重症患者支援連携加算 イ	8,400円
精神科複数回訪問加算	1日2回	精神科重症患者支援連携加算 ロ	5,800円
	1日3回以上	退院支援指導加算	6,000円
複数名精神科訪問看護加算	1日1回	退院時共同指導加算	8,000円
	1日2回	特別管理指導加算	2,000円
	1日3回以上		

※(3)訪問看護(医療保険について)の“▼各種加算”と項目が重複しているものがあります。

5) その他の費用について

① 交通費	定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は(運営規程に記載されている内容を記載する)により請求いたします。 (1) 事業所から片道4キロメートル未満 200円 (2) 事業所から片道4キロメートル以上 500円	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	24時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です。
	12時間前までにご連絡の場合	1提供当りの料金の25%を請求いたします。
	12時間前までにご連絡のない場合	1提供当りの料金の50%を請求いたします。 ※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。
③ エンゼルケアにかかる料金	ご希望時にケア提供いたします。10,000円(税別)	

④ 保険外サービスの料金	ご希望の場合は、事前にお申し付けください。ケア内容をご提案し、料金を説明いたします。
--------------	--

5 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求及び支払い方法について

1) 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料、利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてお届け（郵送）します。</p>
2) 利用料、利用者負担額、その他の費用の支払い方法等	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の 25 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 利用者指定口座からの自動振替</p> <p>※現金支払いを希望される場合はあらかじめご相談ください。</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)</p>

※ 利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 1 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 10 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更をご希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。	<p>相談担当者 管理者 豊島めぐみ</p> <p>連絡先電話番号 06-6167-7595</p> <p>ファックス番号 06-6167-8490</p> <p>受付時間 午前 9 時～午後 17 時</p>
---	---

※看護職員は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことをご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証、健康保険被保険者証、受給者証などに記載された内容を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

- 3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- 4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 豊島めぐみ
-------------	-----------

- ① 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ② 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- ③ 虐待の防止のための指針を作成します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ol style="list-style-type: none"> ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
2) 個人情報の保護について	<ol style="list-style-type: none"> ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【主治医】

氏名 所属医療機関名等 所在地 電話番号

【家族等連絡先】

氏名及び続柄 住所 電話番号

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【都島区役所 保健福祉課】

都島区役所 保健福祉課 電話番号 06 - 6882 - 9859

【居宅介護支援事業者】

事業所名 所在地 担当介護支援専門員氏名 電話番号

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	訪問看護事業共済会
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険
補償の概要	訪問看護業務中、万一利用者やその家族等の第三者にケガをさせた、他人の財物を損壊させた場合に、事業者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

12 身分証携行義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

- 1) 指定訪問看護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- 2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- 3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録

- 1) 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- 2) 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- 3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- 4) 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

16 業務継続計画の策定等

- 1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- 2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- 3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

17 衛生管理等

- 1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- 2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- 3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- 4) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- 5) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

18 指定訪問看護サービス内容の見積もりについて

このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

1) 訪問看護計画を作成する者

2) 提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、利用者負担額（保険を適用する場合）

曜日	訪問時間帯	サービス内容	保険適用の有無	利用料
月		訪問看護計画書参照	有	円
火				円
水				円
木				円
金				円
土				円
日				円
1週当りの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額				円

3) 交通費

定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- ・事業所から片道4キロメートル未満 200円
- ・事業所から片道4キロメートル以上 500円

4) 1か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額（保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	
----------	--

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

19 サービス提供に関する相談、苦情について

1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じます。
- 介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う

調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

- 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	所在地 大阪市都島区友渕町2丁目8-7-109 電話番号 06-6167-7595 FAX番号 06-6167-8490 受付時間 9:00～17:00
【区役所(保険者)の窓口】 都島区役所保健福祉課(介護保険)	所在地 都島区中野町2丁目16-20 電話番号 06-6882-9859 受付時間 9:00～17:00
【市役所(保険者)の窓口】 大阪市福祉局高齢者施策部 介護保険課(指定・指導グループ)	所在地 大阪市中央区船場中央3丁目1-7-331 電話番号 06-6241-6310 FAX番号 06-6241-6608 受付時間 9:00～17:30
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪市中央区常盤町1丁目3-8 中央大通FNビル 電話番号 06-6949-5418 受付時間 9:00～17:00 (土日祝休み)

20 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	
-----------------	--

上記内容について、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年大阪市条例第 26 号・第 31 号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪市都島区友渕町 2 丁目 8-7 都島ロイヤルハイツ 109
	法人名	Halelea 株式会社
	代表者名	豊島 めぐみ
	事業所名	ハレレア訪問看護ステーション
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	